府令・省令

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
一　認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令　二二　233　一八
内閣府、総務省、財務省、経済産業省
一　株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令　一〇　四
内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
二　中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令　二二　233　一九
内閣府、財務省、経済産業省
四　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令　一　218　二
厚生労働省
九　労働金庫法施行規則の一部を改正する命令　一　218　二
〃　労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令　一　218　二
内閣府、農林水産省
九　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令　一　218　二
〃　一四　218　三
内閣府、経済産業省
一一　信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令　三　二
内閣府、環境省
一　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令　一〇　五

省令

総務省
七七　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令　一　五
七八　小売物価統計調査規則の一部を改正する省令　一四　二
七九　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令　一四　二
八〇　消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令　一六　四
八一　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令　二一　232　一
八二　自治紛争処理委員の調停及び審査の手続に関する省令の一部を改正する省令　二九　四
法務省
二八　地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令　六　二
二九　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令　二四　二
財務省
八〇　たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令　一　六
八一　財務省組織規則の一部を改正する省令　一　六
八二　株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令　一〇　五
八三　政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する情報通信の技術の利用に関する省令　二九　四
八四　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令　三〇　二
八五　財務省組織規則の一部を改正する省令　三一　五
文部科学省
三一　国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令　一　六
三二　大学設置基準の一部を改正する省令　七　一
三三　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令　七　一
文部科学省、経済産業省
五　特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令　一〇　六
厚生労働省
一一七　薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令　二九　四
一一八　労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令　三一　六
一一九　厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令　三一　241　二
厚生労働省、農林水産省、国土交通省
一　独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令　一　六
農林水産省
五三　内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　218　三
五四　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令　六　二
五五　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令　八　一
五二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令　一五　一
五三　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令の一部を改正する省令　一五　一
五四　特許法施行規則の一部を改正する省令　二二　二
国土交通省
七七　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令　一　218　七
七八　特殊貨物船運送規則及び危険物船運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令　一　218　九
七九　宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令　一　218　一一
八〇　装置型式指定規則の一部を改正する省令　九　一
八一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令　九　225　一
八二　航空法施行規則の一部を改正する省令　一六　229　一
八三　自動車登録規則等の一部を改正する省令　一七　230　一
八四　船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令　三一　241　三
八五　建設業法施行規則等の一部を改正する省令　三一　241　三
経済産業省
二　有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令　九　225　三〇